

○北海道警察音楽隊規程

北海道警察本部訓令第6号

平成20年3月27日

改正 平成21年3月31日警察本部訓令第10号、28年9月6日第25号

北海道警察音楽隊規程を次のように定める。

北海道警察音楽隊規程

北海道警察音楽隊規程（昭和44年北海道警察本部訓令第15号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この訓令は、北海道警察音楽隊（以下「音楽隊」という。）の組織及び運営に関し別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（任務）

第2条 音楽隊は、音楽を通じて警察職員の士気を高め、情操を養うとともに、警察広報活動の一環として道民と警察の融和に寄与することを任務とする。

（隊長等の任務）

第3条 北海道警察本部広報課音楽隊長（以下「隊長」という。）は、北海道警察本部広報課長（以下「広報課長」という）の命を受け、次の事務を処理する。

- (1) 隊務の掌握
- (2) 音楽隊の規律保持及び音楽隊の隊員（以下「隊員」という。）の指導監督
- (3) 備品の維持管理
- (4) 演奏の実施計画の策定
- (5) その他広報課長の命ずる事項

（音楽隊長）

第4条 音楽隊に、必要により音楽隊長を置き、広報課長が指定する者をもって充てる。

2 音楽隊長は、訓練及び演奏時の指揮に当たるほか、隊員に対し、音楽隊の演奏技術向上のために必要な音楽指導を行う。

（隊員の選考）

第5条 隊員には、音楽の素養等があり、かつ、健康にして、適性を有すると認められる者を充てるものとする。

（勤務制）

第6条 音楽隊の勤務制は、別に定めるところによる。

（教養訓練）

第7条 隊員の勤務は、1週間について、次の各号に定める区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間を基準として行うものとする。ただし、演奏又は特別の任務に服する場合を除く。

- (1) 一般教養 3時間
- (2) 音楽学科 5時間45分
- (3) 演奏実習 30時間

2 広報課長は、音楽隊の演奏技術向上のため、部外講師による指導、部外研修等を活用した効果的な教養訓練に努めるものとする。

3 勤務の細目及び時間は、別に定めるところによる。

(点検)

第8条 隊長は、毎月1回以上、車両、楽器その他の必要事項について点検を行い、その状況を広報課長に報告するものとする。

(服装)

第9条 隊員の服装は、警察官の服制に関する規程(平成7年北海道警察本部訓令第16号)によるほか、次に掲げるところによる。

(1) 通常の勤務及び教養訓練における服装は、警察官にあつては制服(手錠、警棒、拳銃及び帯革を除く。)、警察官以外の職員にあつては私服とする。ただし、勤務の都合上、必要がある場合は、この限りでない。

(2) 演奏時における服装は、別に定める演奏服とする。ただし、特に服装を指定された場合は、この限りでない。

(記章)

第10条 隊員は、演奏時において、演奏服の両襟部に音楽隊を表示する記章を着装するものとする。

2 記章の形状、寸法等は附図のとおりとする。

(演奏の実施基準)

第11条 音楽隊の演奏は、おおむね次の基準により実施するものとする。

(1) 警察の主催する諸行事で、音楽隊の演奏が必要と認められる場合

(2) 官公庁、各種学校等が主催する行事、公益に関する団体が主催する営利を目的としない行事等で、警察広報のために効果があると認められる場合

(3) その他特に必要があると認められる場合

(派遣要請)

第12条 部外からの音楽隊派遣要請を受理した警察本部、方面本部及び警察学校の所属の長並びに警察署長(次項において「所属長」という。)は、あらかじめ広報課長と調整の上、音楽隊派遣要請書(別記様式)を派遣希望日のおおむね1月前までに警察本部長に提出(札幌方面以外の方面の所属にあつては、当該方面本部長を経由)するものとする。

2 部内における演奏要請は、所属長が前項に準じて行うものとする。

(細目的事項の委任)

第13条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年警察本部訓令第10号)抄

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成21年4月1日から施行する。
附 則（平成28年警察本部訓令第25号）抄
- 1 この訓令は、平成28年10月1日から施行する。

※ 別記様式等は省略